

## 石狩市勢要覧制作業務委託仕様書

### 1. 業務の名称

石狩市勢要覧制作業務委託

### 2. 目的

令和8年に市制施行30周年の節目を迎えるため、石狩市として新たに市勢要覧を制作する。今回は市制施行30周年として行われる事業等を掲載するほか、市民がまちの魅力を再発見し、住み続けたいと思える愛着と誇りを醸成するとともに、観光・移住の誘導や企業誘致の推進等を図るシティプロモーションとしての冊子作成を目的とする。特に、本市の将来を担う若年層や子育て世帯を主要なターゲットとし、本市での暮らしの豊かさや魅力を効果的に伝えられる内容にすること。

### 3. 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

### 4. 業務内容

- (1) 企画編集（企画、構成、編集、デザイン、レイアウト等）
  - ※ユニバーサルデザイン（UD）に配慮した紙面構成とすること
  - ※若年層や子育て世帯に魅力が効果的に伝わるデザイン・レイアウトとし、思わず手取りたくなるような工夫を凝らすこと
- (2) 資料収集（資料収集、取材、写真撮影等）
  - ※取材・撮影は市内全域を対象とし、必要に応じて複数回実施すること
  - ※季節ごとの風景やイベント等の撮影も適宜実施すること
  - ※ドローン撮影等の提案も可とする
- (3) 原稿作成（文字原稿、図表・イラスト・画像等の作成、校正等）
  - ※文字校正は3回以上、色校正は2回程度とする。
- (4) 印刷製本（製版、印刷、製本、納品）
- (5) 電子データ作成（PDF版作成およびデジタルブック等の提案）
  - ※ホームページ公開用PDF版の作成は必須とする
  - ※デジタルブック等の作成が可能な場合は、その提案を含むものとする
- (6) そのほか市勢要覧を作成するために必要な一切の業務

### 5. 仕様・規格等

- (1) 市勢要覧
  - ア 版型 A4判（左綴じ・中綴じ）
  - イ ページ数 28ページ以内（表紙・裏表紙含む）
  - ウ 部数 3,500部

- エ 印刷 フルカラー  
オ 紙質 提案による（ただし、写真再現性に優れ、可読性に配慮したマットコート紙等を使用すること。携帯性・軽量化に配慮し、厚さは表紙 57.5kg 相当、本文 44.5kg 相当以上を目安とするが、裏写り防止や質感向上に配慮した提案を求める。）

(2) チラシ（配布用）

- ア 版型 A4判  
イ ページ数 2ページ（裏表1枚）  
ウ 部数 2,000部  
エ 印刷 フルカラー（両面）  
オ 紙質 提案による（ただし、写真再現性に優れ、可読性に配慮したマットコート紙等を使用すること。携帯性・軽量化に配慮し、厚さは 57.5kg 相当を目安とするが、裏写り防止や質感向上に配慮した提案を求める。）

(3) 資料編（データ納品）

- ア 版型 A4判（PDF等での閲覧を想定）  
イ ページ数 10ページ程度  
ウ 形式 編集可能なデータ形式（Microsoft Word、Excel、PowerPoint等）及びPDF形式  
※本市職員が容易に数値更新や修正を行えるデータとすること  
エ 内容 統計データ、行政情報等（2色刷り相当のデザイン）  
※庁内プリンター等でのモノクロ印刷（白黒コピー）を想定し、グラフや表が明確に区別できるコントラストに配慮したデザイン（2色刷り相当）とすること。

6. 主な掲載内容

(1) 本編

①市制施行30周年・未来への展望

- ア 30周年のあゆみ（年表含む）、記念事業の紹介  
イ 市のビジョンや将来像（第6期石狩市総合計画）

②市の概要・アクセス・マップ

- ア 市のプロフィール（人口、面積、姉妹都市等）  
イ アクセス情報（札幌駅・新千歳空港からの距離・所要時間、公共交通等）  
ウ 市内全域マップ（主要公共施設、小中学校・義務教育学校、医療機関、大規模公園等の位置関係が直感的に分かるもの）

③暮らしやすさと魅力（子育て・教育・居住）

- ア 子育て支援施策（医療費助成、支援拠点、サポート体制等）

イ 特色ある教育環境（義務教育学校、生振小学校の取り組み、コミュニティスクール等）

ウ 移住・定住情報、生活環境（住環境、買い物環境等）

④産業・観光・文化・歴史（石狩市らしさ）

ア 産業の活力（石狩湾新港、再生可能エネルギー、データセンター、本市を拠点に活躍する企業の紹介等）

イ 食と農水産業（サケ、農水産物等）

ウ 観光・イベント・歴史文化（四季折々の風景、三大秋祭り等の主要イベント等）

なお、上記①～④の掲載内容は現時点での想定であり、詳細な構成や内容は協議の上決定する。また、ターゲットへの訴求力を高めるための独自の企画提案も可能とする。

(2) チラシ

ア 本編の概要

イ QRコード等で本編デジタルブックや市ホームページへ誘導

(3) 資料編（データ）

市勢に関する基礎的な統計データ及び行政情報

（例：人口・世帯の推移、財政状況、産業別就業者数、市内主要施設一覧等）

7. 成果品及び納入期限等

(1) 市勢要覧（冊子）

ア 納入期限 令和9年3月26日（金）

イ 納品方法 ①石狩市役所企画政策部秘書広報課（以下「指定場所」という。）が指定する庁舎内の場所へ搬入すること。

②適当な数量（100部等）ごとに結束し、運搬・配布の利便性に配慮した重量で段ボール箱に梱包すること

(2) チラシ（配布用）

ア 納入期限 令和9年3月26日（金）

イ 納品方法 ①指定場所が指定する庁舎内の場所へ搬入すること。

②適当な数量ごとに結束し、段ボール箱に梱包すること

(3) 電子データ一式（資料編データ含む）

ア 納入期限 令和9年3月26日（金）

イ 納品方法 DVD-R等に記録し、指定場所へ納品すること。

ウ 内 容 ①資料編の編集可能なデータ（Microsoft Word、Excel、PowerPoint等）及びPDFデータ

- ②市勢要覧本文のテキストドキュメント（Microsoft Word 又はテキスト形式）
- ③写真・図表・イラスト等の画像データ（高解像度データ）
- ④ホームページ掲載用 PDF データ（ダウンロード用にファイルサイズを軽量化したもの）
- ⑤印刷用データ（アウトライン化前および後のデータ）

エ 権利関係 納品された成果品（写真、イラスト、デザインデータ等）の著作権等の権利処理については、本市が将来にわたりホームページや他の広報媒体等で無償かつ自由に二次利用できるよう処理すること。

## 8. 著作権等

(1) 完成した市勢要覧のデータは、本市に納品するものとし、原版及びデータの所有権並びに本業務による成果物（印刷物、PDF、デジタルブック、写真、イラスト等）の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）等、一切の権利は本市に帰属するものとする。

ただし、受注事業者が従来から権利を有していた受注事業者固有の知識、技術に関する権利等については、受注事業者に留保するものとし、この場合、本市は当該権利を非独占的に使用できるものとする。

なお、本市は、本業務の成果物を、本市が作成する他の広報媒体（ホームページ、SNS、ポスター、動画等を含むがこれらに限られない）において、無償かつ自由に二次利用（複製、翻案、公衆送信等）できるものとする。

(2) 本業務のために撮影した写真、作成したイラスト及び収集した資料等は、掲載しないものについても本市が今後必要に応じて利用、再編集できるよう、整理し引き渡すこと。

また、引き渡された未掲載の写真・資料等についても、その著作権等は前項と同様に本市に帰属するものとし、本市はこれらを自由に利用できるものとする。

(3) 撮影対象者の肖像権及び個人情報等について、市勢要覧における一次使用とともに、本市の広報活動全般（ホームページ、SNS、他の印刷物等への二次利用を含む）における使用について、書面等により確実な許諾を得ること。

(4) 第三者の著作物を使用する場合は、著作権処理及び使用料は受注事業者が負担すること。

(5) 前項における著作権処理の際、著作者等の意向で、何らかの制限がある場合は、当該著作物を使用するかどうかについて事前に本市と協議すること。この場合、使用に対し設けられた制限の内容によっては、本市が著作権処理及び使用料を負担することもある。

(6) 受注事業者は、本市及び本市が指定する第三者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。

## 9. 機密の保持

受注事業者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も又同様とする。なお、機密情報の漏えい等の事故が発生した場合は、速やかに本市に報告し、その指示に従わなければならない。

## 10. 個人情報の保護

受注事業者は、本業務において個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びその他関係法令を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱わなければならない。

## 11. その他

本仕様書に掲載されていない項目については、本市と受注事業者で協議の上、対応を決定する。